

広島湾地域の放置艇対策の現状と課題

広島湾地域は、航行・流水の障害のおそれのある地区について放置等禁止区域等に指定し、対策を行ってきた。現在これらの指定区域については放置艇が解消された状態にある。しかし、船だまり・入り江については、放置等禁止区域等に指定されておらず、船舶同士の接触、油流出事故、廃船の放置などの問題が解決されずに残っている状態であり、これらに対する対策を行う必要がある。

このため、各地区の実態に応じて類型別対応方針を当てはめ、地区ごとの対応計画を整理し、効率よく放置艇の解消を図っていくこととする。

1 広島湾地域の現状と課題

(1) 現状

施設整備と規制の両輪から対策を行ってきた結果、現在、指定区域内では、放置艇を解消している。

H29.8.1 から海田明神地区が新たな指定区域となる。(現放置艇隻数 11 隻)

(2) 課題

- ・主に船だまり・入り江が、未指定地区として残っている。
- ・係留保管施設が広島湾西部地区に偏っており、東部地区にはほとんどない。
- ・使用されていない船（実質の廃船）の船だまりへの係留がある。

2 未指定地区の状況

【廿日市地区】

廿日市市木材港周辺。

公的係留保管施設（廿日市B P，五日市P B S，五日市F A）があり、船だまり以外は、放置等禁止区域に指定されている。

- ・串戸港：⇒ P B が中心
- ・住吉大神宮：⇒ 遊漁船， P B
旧廿日市港

(地図—1)



【西部地区】

草津漁港区域内

草津漁港区域は、中核となる草津港（右側）を中心に、漁船以外の船舶の放置等禁止区域に指定されている。

西端の井口港の船だまりのみ、未指定地区となっている。

- ・草津漁港(井口港)：⇒ 漁港

(地図—2)



【江波地区】

広島市中区江波付近。

天満川と旧太田川（本川）の間の地区で、河川区域と重複している。

船だまり以外は放置等禁止区域に指定されている。

- ・江波北船だまり：⇒**漁港**（江波漁協）。
放棄された船舶が多い。
- ・江波南船だまり：⇒**漁港**（江波漁協）。



【吉島地区】

広島市中区吉島付近。

元安川との重複区域。公的係留保管施設（BP広島）があり、船だまり以外は放置等禁止区域に指定されている。

- ・吉島船だまり：⇒**漁港**（吉島漁協）



【宇品地区】

宇品港。付近は貨物岸壁，フェリー乗り場，事業船棧橋等人流・物流の中心。

御幸松地区以外は、放置等禁止区域に指定されている。

御幸松地区は、本土と元宇品島及び橋で三方を囲まれた船だまりであり、北側は漁船用係留棧橋が整備されており漁船が係留している（宇品漁協）。

放置艇は南側（元宇品側）に係留している。

- ・御幸松（南側）：⇒**P Bが中心**
廃船が道路沿いに放棄されているため景観を害している。

(地図—4)



【丹那地区】

広島市南区丹那付近。

埋立により現在の水域のみが残されている区域のため、かなり陸に入り込んだ構造となっている。

- ・丹那船だまり：⇒**漁港**（丹那・黄金山漁協）
漁船と遊漁船が混在している。
（漁船登録のある遊漁船が多い）
P Bは対岸（中国電力変電所前）に多い。



【猿猴川地区】

猿猴川の黄金橋（国道2号線）から仁保 I C 付近までの区域。

河川との重複区域となっている。

- ・向洋大橋入江：⇒**遊漁船**
殆どが遊漁船。
- ・黄金橋下流：⇒**漁港**（仁保漁協）
P Bのほかには作業船も多い。
一部河川管理者による占用許可がある。
- ・仁保船だまり：⇒**漁船と P B が混在**
漁船と P B が混在して係留。
廃船が放置され、景観が悪い。

(地図—5)



【船越地区】

瀬野川河口に近い、広島市南区月見町からの場川河口付近。

海田市漁業協同組合の事務所の正面付近の水域。

漁協前には漁船が係留し、対岸の月見町には P B が係留している。

- ・月見町：⇒**遊漁船**
民有護岸に栈橋を設置して係留
P B の殆どが遊漁船

(地図—6)



【矢野地区】

矢野川の河口から、矢野陸橋の橋脚の下付近。

埋立により入り江になっており、元々漁業用地であったが、近年は住宅が増えている。

- ・ 矢野西船だまり：⇒遊漁船
- ・ 矢野陸橋下：⇒PBが中心

住宅の増加に伴い、PBによる周辺環境への影響が顕在化してきている。

【坂（役場 付近）】

北新地理立地と平成ヶ浜埋立地に囲まれた水域。

県の設置したなぎさ公園及び坂プレジャーボートスポットがある。

漁業の中心地は、海田大橋に面した、森山地区である。

- ・ 高尾橋西～なぎさ公園（最奥部）：⇒漁船とPBが混在

漁船が多数係留し、PBと混在し、景観が悪い。



【坂（横浜）】

広島港の港湾区域の東端であり、中心地から離れているため、現在特に支障はない。

- ・ 横浜東・横浜西：⇒漁船とPBが混在

船だまりに漁船・PBが係留。



【その他（島嶼部等）】

殆どは似島の船だまりに係留。

《広島湾地域内未指定地区の状況》

地区名		形状	H26 実態調査 (隻)			現状
			放置艇数	漁船等数	計	
廿日市	串戸港	船だまり	49	0	49	PBが中心
	住吉大神宮	船だまり	51	2	53	遊漁船, PB
西部	草津漁港 (井口港)	船だまり	5	22	27	漁港
江波	江波北船溜	船だまり	13	39	52	元漁港
	江波南船溜	船だまり	42	51	93	元漁港
吉島	吉島船溜	船だまり	8	25	33	元漁港
宇品	御幸松	船だまり	81	81	162	PBが中心
丹那	丹那船溜	船だまり	69	132	201	元漁港, 遊漁船
猿猴川	向洋大橋入江	入り江	27	27	54	遊漁船
	黄金橋下流	入り江 護岸	19	23	42	漁船, PB
	仁保船だまり	船だまり	22	50	72	元漁港
船越	烏井油業前	護岸	11	2	13	遊漁船
	月見町	護岸	28	3	31	遊漁船
矢野	矢野西船溜	護岸	53	6	59	遊漁船, PB
	矢野陸橋下	入り江	4	0	4	PBが中心
	矢野船溜	護岸	25	5	30	PBが中心
坂 (役場付近)	高尾橋西	護岸	36	24	60	漁船, PB
	坂北 11 号護岸	船だまり	32	11	43	漁船, PB
	なぎさ公園	護岸	12	1	13	漁船, PB
坂 (横浜)	横浜東	船だまり	34	3	37	漁船, PB
	横浜西	船だまり	66	4	70	漁船, PB
その他 (島嶼部等)		—	40	42	82	漁船, PB